

新技術・新製品開発事業

対 象

中小企業者等又はそのグループ

内 容

1 対象

次の研究課題に係る研究開発に要する費用について補助金を交付します。

2 研究課題

- (1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化又は自動化のための技術
- (2) 新材料の開発技術
- (3) 新製品の開発技術
- (4) 生産、加工又は処理のための新技術
- (5) 新システム又は新工法の開発技術
- (6) 公害防止又は産業廃棄物処理のための新技術
- (7) 地域資源を活用した新事業展開・新商品開発等

3 対象経費・補助額

原材料購入費用、機械等の購入又は借用に要する費用、委託に要する費用、技術指導受入に要する費用等の経費の2分の1以内の額（100万円を限度）

※委託に要する費用および技術指導受入に要する費用は、総事業費の過半を超えないこと。

※グループで行う場合は、3分の2以内の額（100万円を限度）

4 申請時期及び審査

4月1日～5月31日を申請期間とし、この期間に申請された事業について一括で審査を行い、交付対象事業を決定します。

ただし、交付対象事業の総額が予算に満たない場合は、前述の申請期間以降に随時申請を受け付ける場合もありますので、個別にご相談ください。

留意点

- 1 グループは構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限りません。国・県の同種の補助金の交付を受けようとしている者又は受けた者は除きます。
- 2 補助金の申請は、事業着手前に行ってください。

お問い合わせ

産業連携開発課 産業連携推進係 TEL 026-248-9033